

令和8年度

# 償却資産 申告の手引

(固定資産税)

八戸市

1月1日現在で償却資産(詳細は3ページ参照)を所有している方は、申告義務があります。

提出期限：令和8年2月2日(月)

※期限間近は窓口が混雑しますので、1月16日(金)までの提出にご協力を  
お願いいたします。

◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

- ☆ 前年中に資産の増加・減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。
- ☆ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ☆ 償却資産申告書及び種類別明細書の控用複写用紙を廃止しています。控えが必要な方は、コピーをとってからご提出くださるようお願いします。
- ☆ 郵送により申告する場合で、償却資産申告書の控え(受付印押印済)の返送が必要な場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
- ☆ 申告書を郵送で提出される場合に、宛先としてご利用いただけるラベルを裏表紙に印刷しておりますので、切り取ってご利用ください。

■もくじ■

1	償却資産の申告について	P 2
2	償却資産について	P 3~7
3	評価額、課税標準額、税額の算出方法等について	P 8
4	税の軽減制度	P 9
5	申告書等の記入方法について	P 10~13
6	その他	P 14

償却資産の申告はぜひ **eLTAX** で！

エルタックス

- ◆インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行うことができます。
- ◆無料のeLTAX対応ソフト『PCdesk』で申告書を作成できます。

詳細は2ページをご覧ください☆



↑eLTAX  
ホームページ



八戸市マスコットキャラクター  
かぶさん

# 1 償却資産の申告について

## ■申告していただく方

- 令和8年1月1日現在八戸市内に償却資産を所有又は貸与(※5ページ参照)している方
- 前年中に廃業・解散又は事業所移転等により八戸市内の償却資産がなくなった方(廃業等の年月日を記入してください。)

※市から申告書が送付された方で、償却資産に該当する資産をお持ちでない方も申告が必要です。(申告書備考欄の「4.該当資産なし」を○で囲み、その他必要事項を記入してください。)

## ■申告方法

### I 一般方式

電子申告による申告	<p>地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」により申告データを送信していただく方法です。</p> <p><b>エルタックス</b> <b>申告書の提出はeLTAXによる電子申告を是非ご利用ください!</b></p> <p>*eLTAXのご利用開始・利用方法は、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。</p> <p>●ホームページ: <a href="https://www.eltax.lta.go.jp/">https://www.eltax.lta.go.jp/</a></p> <p>●電話: 0570-081459 (つながらない場合:03-6745-0720) 《受付時間》 9:00~17:00 月~金(※土・日・休祝日・年末年始 12/29~1/3 は除く)</p> <p> ↑eLTAX ホームページ</p>
書類による申告	「償却資産申告書」「種類別明細書」等の書類を窓口または郵送にて提出していただく方法です。※ファックスによる申告は受け付けておりません。

### II 企業電算処理方式

1月1日現在、八戸市内に所有している全ての償却資産について、申告者側が評価額等を計算した上で申告してください。評価額等の計算方法については8ページをご覧ください。

## ■申告書提出の際の本人確認(番号確認と身元確認)について

個人事業者の方は、申告書提出の際に個人番号(マイナンバー)の番号確認と身元確認が必要となります。正しい個人番号の確認と他人のなりすまし防止のための手続きになりますので、申告書提出の際は下記の書類もご提出くださるようお願いします。

### ●申告書提出の際に必要な書類

来庁する方	個人事業者 本人	必要書類		
		①番号確認	②身元確認	③代理権の確認
	個人事業者 本人	次のいずれか マイナンバーカード 通知カード 住民票(個人番号が記載されたもの)	次のいずれか マイナンバーカード 運転免許証 パスポートなど	
	個人事業者 の代理人	次のいずれか 本人のマイナンバーカード 本人の通知カード 本人の住民票(個人番号記載のもの)	次のいずれか 代理人のマイナンバーカード 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票など	委任状 (原本)

※郵送で申告書を提出する場合も上記書類を同封してください。委任状は原本、それ以外は書類の写し(現在の住所・氏名・生年月日が確認できる部分)を同封してください。

※通知カードは、カード記載事項に変更がない場合に限り、番号確認書類として利用できます。

## 2 償却資産について

### ■ 償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの(法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)をいいます。(地方税法第341条第4号<固定資産税に関する用語の意義>)

償却資産(事業用資産)の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日(賦課期日)現在における償却資産の所有状況について、申告する義務があります。

### ■ 申告の対象となる資産

次に掲げる資産は申告の対象になります。

1. 税務会計上、減価償却の対象としている資産
2. 償却済資産や薄外資産であっても、現に事業の用に供している資産
3. 遊休又は未稼働の状態であっても、事業の用に供することができる資産
4. 建設仮勘定で経理されていても、賦課期日(1月1日)現在、事業の用に供している部分
5. 大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号「0、00~09、000~099」及び「9、90~99、900~999」の車両)
6. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金(必要経費)算入の特例を適用した資産
7. 償却資産の修理・改良のために支出した費用のうち、「資本的支出」に該当する費用

### ■ 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は申告の対象外になります。

1. 土地・家屋
2. 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車(例:小型フォークリフト等の小型特殊自動車)
3. 無形減価償却資産(例:ソフトウェア、営業権、特許権等)
4. 繰延資産(例:開業費、試験研究費等)
5. 棚卸資産(例:商品、貯蔵品等)
6. 観賞・興行用以外の生物
7. 経年によって価値が減少しない資産(減価償却していない書画、骨とう等)
8. 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定により一時に損金又は必要経費に算入するもの
9. 取得価額が20万円未満の資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの(3年一括償却)
10. 平成20年4月1日以降に取得したファイナンス・リース取引に係るリース資産(法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するもの)で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの

#### 【参考】少額の減価償却資産の取扱いについて

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
① 一時損金算入	申告対象外			
② 3年一括償却		申告対象外		
③ リース資産		申告対象外		申告対象
④ 中小企業特例(※)			申告対象	
⑤ 個別減価償却			申告対象	

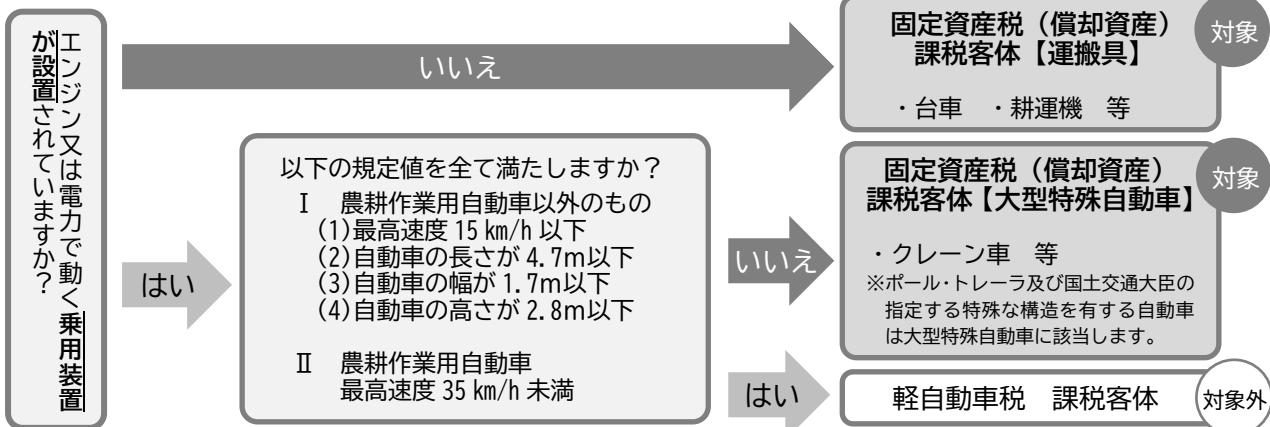
(※)中小企業特例で取得価額が10万円未満で中小企業者特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

## ■償却資産の種類

種類別の主な償却資産と耐用年数の例です。※耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令による。

資産の種類		品名等 ※( )内の数字は各資産の耐用年数				
1 構 築 物	構築物	コンクリート舗装(15)、アスファルト舗装(10)、コンクリート塀(15)、フェンス(10)、緑化施設(20)、路上等の広告塔(金属製のもの)(20)、街路灯(10) 等				
	建 物	受変電・自家発電設備(15)、蓄電池電源設備(6)、袖看板(金属製のもの)(18)、				
	附 屬 設 備	袖看板(その他)(10)、可動間仕切り(簡易なもの)(3)、可動間仕切り(その他)(15)、格納式避難設備(8) 等				
2 機 及 び 裝 置	機械	冷房・暖房設備(13又は15)、デジタル印刷システム設備(4)、厨房設備(8)、クリーニング設備(13)、農業用機械・装置(7)、機械式駐車場設備(10)、太陽光発電設備(17)、食料品製造業用設備(10) 等				
3 船 舶	船舶	漁船(6・9又は12)、漁具(3)、漁業用設備(水産養殖業用設備を除く)(5) 等				
4 航 空 機	航空機	飛行機(金属製のもの)(5・8又は10)、ヘリコプター(5) 等				
5 車 及 び 運 搬 具		<p>「ホイールローダー」「ロードローラー」等の大型特殊自動車 (自動車登録番号の分類番号が「0、00~09、000~009(建設機械に該当するもの)」及び「9、90~99、900~999(建設機械以外のもの)」の番号が付されたナンバープレートを装着のもの)</p> <p>【例】 〈建設機械の場合〉 〈建設機械以外の場合〉</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">青森 0</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">青森 99</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">あ ○○-○○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">あ ○○-○○</td> </tr> </table> <p>白地に緑文字 (営業用は緑字に白文字)</p> <p>○大型特殊自動車は償却資産として固定資産税の課税対象となります。 陸運事務所で登録を受け、ナンバープレートを装着していても自動車税は課税されません。小型特殊自動車は、軽自動車税の課税対象であり、償却資産ではありません。(※下記の「特殊自動車について」をご参考ください)</p> <p>他、構内運搬車(7)、台車(金属製のもの)(7)、台車(その他)(4) 等</p>	青森 0	青森 99	あ ○○-○○	あ ○○-○○
青森 0	青森 99					
あ ○○-○○	あ ○○-○○					
6	工具、器具及び品	パソコン(4)、応接セット(接客業用のもの)(5)、応接セット(その他)(8)、冷蔵庫・洗濯機・ガス機器(6)、壁掛け型ルームエアコン(6)、コピー機(5)、金庫(手さげ金庫)(5)、金庫(その他)(20)、レジスター(5)、自動販売機(5)、美容・理容機器(5)、事務机・事務椅子・キャビネット(金属製のもの)(15)、消火器(10) 等				

## ■特殊自動車について



## ■業種別 償却資産の具体例

業種別の主な償却資産の例です。

業種	資産の例 ※( )内の数字は、各資産の耐用年数
共通	パソコン(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、コピー機(5)、壁掛け型ルームエアコン(6)、応接セット(5又は8)、レジスター(5)、金庫(5又は20)、可動間仕切り(3又は15)、自動販売機(5)、袖看板(10又は18)、広告塔(10又は20)、路面舗装(10又は15)、駐車場用機械設備(10)、受変電・自家発電設備(15) 等
料理飲食業	テーブル(5)、椅子(5)、厨房設備(8)、冷蔵庫(6)、カラオケ機器(5) 等
理容業 美容業	理・美容椅子(5)、洗面設備(5)、消毒殺菌設備(5)、タオル蒸器(5)、サンプル(5) 等
農業	ビニールハウス(7・8又は10)、農耕用車両(※最高速度35km/h未満の小型特殊自動車を除く)(7)、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備(7)、農業用器具(7) 等
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、乾燥機(13)、プレス機(13)、ビニール梱包装置(13) 等
不動産賃貸業	路面舗装(アスファルト)(10)、緑化施設等の外構工事(20)、街路灯(10)、コンクリート塀(15)、自転車置場(10) 等
小売業	陳列ケース(6又は8)、自動販売機(5) 等

## ■リース資産について

リース資産は契約の内容により、申告する方が異なります。

リース契約の内容	資産を借りている人 (借手)	資産を貸している人 (貸手)
「通常の賃貸借契約によるリース資産」 期間満了と同時に資産は回収される場合	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
「実際の売買にあたるようなリース資産」 リース後に資産が使用者の所有物となる場合	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

※平成20年4月1日以降契約の所有権移転外ファイナンスリース取引資産は、税務会計上では売買取引となり、借手側が減価償却を行いますが、固定資産税ではこれまでどおり貸手側が所有者となります。

## ■建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備・給排水設備・空調設備・消火設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、家屋と償却資産に区分して評価しています。

### 【家屋と設備等の所有者が同じ場合（自己所有家屋）】

容易に取り外して移動できるもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については償却資産として扱います。主な設備を下表の「家屋と償却資産の区分」に例示してありますので、参照してください。

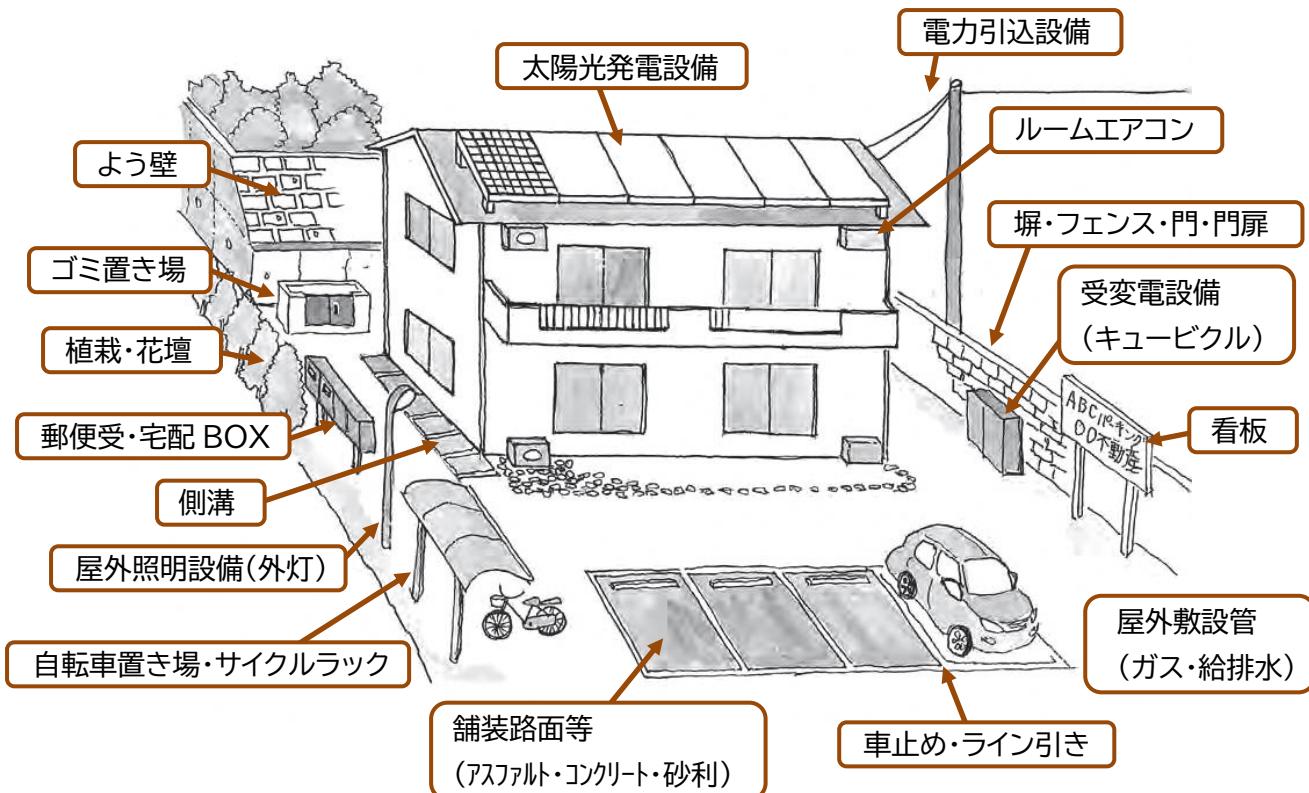
### 【家屋と設備等の所有者が異なる場合（テナント）】

テナントが取り付けた内装・造作や改修及び建築設備等については、償却資産として扱います。当該設備はテナントの方が償却資産として申告してください。

### ●家屋と償却資産の区分（※家屋と設備等の所有者が同じ場合）

設備の種類	設備等の分類	償却資産の申告対象となるもの	家屋評価に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備	
	中央監視設備	装置一式	
	電力引込設備	引込工事等一式	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	家屋と一体の設備一式
	電灯照明設備	屋外照明設備（センサ、投光器等）	家屋と一体の設備一式、屋内照明設備等
	電話設備	電話機・交換機等の設備	配線、配管
	放送・拡声設備	装置及び機器類（マイク・スピーカー等）	配線、配管、埋め込み式スピーカー等
給排水設備	井戸、屋外給排水設備、屋外受水槽等	高架水槽、受水槽等	
衛生設備	医療機器装置、業務用流し台等	設備一式（便器、洗面化粧台、浴槽等）	
ガス設備	屋外設備、特定の生産又は業務用設備等	屋内配管、バルブ等	
空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備等	家屋と一体の設備一式	
火災報知設備	屋外の設備	屋内の設備	
消防設備	消火器、消火栓設備のホース・ノズル等	消火栓設備、スプリンクラー設備等	
厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備一式（百貨店・飲食店・旅館等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備等	サービス設備以外の設備一式	
運搬設備	工場用ベルトコンベア、生産ライン用リフト等	家屋と一体の設備一式	
その他設備	外構工事（門・塀等）、可動間仕切り、袖看板、広告塔、避難器具、自転車置場等	自動扉、避難誘導表示板等	

## ◆賃貸住宅における主な償却資産の例◆



※税務会計上は家屋と一括して減価償却していても、固定資産税の家屋の評価に含められない設備や外構工事は償却資産の申告対象となります。

## ■国税（法人税又は所得税）との主な違い

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は旧定率法	<平成19年3月31日以前取得> 建物以外の一般の資産は、 旧定率法、旧定額法の選択制度 <平成19年4月1日以後取得> 建物以外の一般の資産は、 定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。（注1）	認められます。
特別償却、割増償却（租税特別措置法等）	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度（償却可能限度額）	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費（資本的支出）	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を 区分して評価)	原則区分評価（一部合算も可）
中小企業者等の少額資産損金算入の特例（租税特別措置法）	金額にかかわらず、 認められません。	認められます。

（注1）圧縮記帳の制度は認められておりませんので、圧縮前の取得価額としてください。

### 3 評価額、課税標準額、税額の算出方法等について

#### ■評価額

償却資産の評価額は、固定資産評価基準に基づき、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとにして、資産一品毎に次の計算式により算出します。

##### 《評価額の算出方法》

$$\begin{aligned} \text{初 年 度} &= \text{取 得 価 額} \times (1 - \text{減 価 率} \times 1/2) \text{※1} \\ &\quad \text{※下線部は小数点以下第4位を四捨五入} \\ \text{次年度以降} &= \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減 価 率}) \text{※2} \end{aligned}$$

下の「減価率一覧表」を使用して、計算式の一部を次のように置き換えて計算することができます。

$$\text{※1 } (1 - \text{減 価 率} \times 1/2) \Rightarrow \text{減 価 残 存 率 } (\text{前 年 中 取 得})$$

$$\text{※2 } (1 - \text{減 価 率}) \Rightarrow \text{減 価 残 存 率 } (\text{前 年 前 取 得})$$

#### ●減価率一覧表（減価残存率を含む）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		(前年中取得) 1-減価率/2	(前年前取得) 1-減価率			(前年中取得) 1-減価率/2	(前年前取得) 1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924

#### ■課税標準額

賦課期日（1月1日）現在の評価額が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、評価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

#### ■税額の算出方法

$$\text{課税標準額の総合計}(1,000\text{円未満切捨て}) \times \text{税率}100\text{分の}1.6 = \text{税額}(100\text{円未満切捨て})$$

#### ■免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

## 4 税の軽減制度

### ■ 非課税となる償却資産

地方税法第348条、同法附則第14条の規定に該当する償却資産については固定資産税が課税されません。該当する資産を新たに取得した場合は「固定資産税（償却資産）非課税適用申告書」に必要事項を記入し、非課税に該当することを証する資料や書類を添付し申告してください。また、非課税に該当する償却資産に用途変更が生じた場合も同様にご申告ください。（所定の様式は八戸市のホームページからダウンロードしていただき、資産税課にご請求ください。）

#### 【非課税の一例】

地方税法の適用条項		非課税対象資産
第348条	第2項第9号	学校法人等の学校・寄宿舎・幼稚園・医療関係者養成所・図書館・博物館
	第2項第10号の5	社会福祉法人等の老人福祉施設用固定資産（老人福祉法に規定するもの）
	第2項第10号の6	社会福祉法人の障害者支援施設用固定資産（障害者総合支援法に規定するもの）
	第2項第10号の7	社会福祉法人等の社会福祉事業用固定資産（社会福祉法に規定するもの）

### ■ 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条等の規定に該当する償却資産は、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。該当する資産を新たに取得した場合は「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書」に必要事項を記入し、特例内容に係る資料や書類を添付し申告してください。（所定の様式は八戸市のホームページからダウンロードしていただき、資産税課にご請求ください。）

#### 【課税標準の特例（一例）】

地方税法の適用条項		特例対象資産	課税標準の軽減割合
第349条の3	第4項	外航船舶	1/6
		準外航船舶	1/4
	第5項	内航船舶	1/2
附則第15条	第2項第1号	汚水又は廃液の処理施設	1/2 ※わがまち特例
	第2項第4号	産業廃棄物処理施設	1/3
	第2項第5号	下水道除害施設	4/5 ※わがまち特例
	第43項	認定先端設備導入計画に従って取得した先端設備 (令和7年4月1日～令和9年3月31日取得)	1.5%以上の 賃上げ表明 1/2 (3年間) 3%以上の 賃上げ表明 1/4 (5年間)

### ■ あおもり生業づくり復興特区対象資産について

令和7年度分固定資産税に課税免除が適用されている場合は次の点をご確認ください。

- ① 令和2年取得分の課税免除適用資産について、課税免除期間が終了します。
- ② 課税免除期間が終了する資産のうち、上記課税標準の特例に該当する場合は「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書」に必要事項を記入し、特例内容に係る資料や書類を添付し申告してください。



## ■ 債却資産申告書の記入方法

この申告書は、償却資産の有無にかかわらず提出する必要があります。 債却資産の増加・減少がない場合でも必ず提出してください。控えが必要な場合は、提出前に各自コピーをお取りください。

記入項目	記入内容
① 申告年月日	申告書を提出する年月日を記入してください。
② 住所	住所（又は納税通知書送達先）、及び電話番号を正確に記入してください。 ※ 印字された内容に変更がある場合は訂正してください。
③ 氏名	個人の場合は氏名を記入してください。法人の場合は名称と代表者氏名を記入してください。 また、屋号のある方は記入してください。 ※ 印字された内容に変更がある場合は訂正してください。
④ 個人番号又は法人番号	個人の方は12桁の個人番号（マイナンバー）を、法人の方は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。
⑤ 事業種目	具体的に記入してください。 2以上の事業を行っている場合は主たる事業種目を記入してください。
⑥ 事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記入してください。
⑦ この申告に応答する者の係及び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。
⑧ 税理士等の氏名	償却資産申告書の作成に税理士等が関与している場合はその税理士等の氏名、及び電話番号を記入してください。
⑨ 八戸市内における事業所等、資産の所在地	八戸市内にある事業所等、資産の所在地を記入してください。また、家屋である場合は該当する所有区分を○で囲んでください。
⑩ 借用資産	リース資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、「有」の場合はその資産名、及び資主の名称を記入してください。
初めて申告する方	申告する資産がある方は「1」を、申告する資産がない方は「4」を○で囲んでください。
⑪ 備考	資産に増減がある方は「1」を、資産に増減がない方は「2」を○で囲んでください。 廃業・解散により全資産が減少した方は「3」を○で囲み、廃業・解散の年月日を記入してください。 該当資産がない方は「4」を○で囲んでください。
	「5. その他」は、法人合併や本店移転など申告義務者に関する特記情報の記入にお使いください。

## ■種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法

前年中において新たに取得した資産及び前年度までに申告漏れとなっている資産を記入してください。  
初めて申告される方は、令和8年1月1日現在で事業の用に供することができる資産を全て記入してください。  
2枚複写となつており、いずれも提出していただきますので、控えが必要な場合は、提出前に各自ヨピ一をお取りください。

※ 所有者コード	※
81133777 3	
令和8年度 種類別明細書(増加資産)全資産用)	

① 所有者名	資産番号	資産の種類	③ 資産の名称等	④ 取得年月	⑤ 取得年月	⑥ 取得価額	⑦ 耐用年数	⑧ 税額	⑨ 摘要	1 枚のうち	
										① 所有者名	② 資産番号
01 1		アスファルト舗装		平成19年7月	平成19年7月	2,100,000千円	10年	10,000千円	申告漏れ 改正前7年	12	3.4
02 2	この欄は記入不要です。	厨房設備		平成19年8月	平成19年8月	6,000,000千円	8年	480,000千円	申告漏れ 改正前7年	12	3.4
03 2		冷蔵庫設備		平成22年10月	平成22年10月	520,000千円	13年	41,600千円	申告漏れ 改正前7年	12	3.4
04 6		ノートパソコン		平成19年7月	平成19年7月	120,000千円	4年	9,600千円	申告漏れ 改正前7年	12	3.4
05 6		冷蔵庫		平成30年6月	平成30年6月	300,000千円	6年	24,000千円	申告漏れ 改正前7年	12	3.4
小計				5		3,640,000千円		288,000千円			3.4

① 所有者名	氏名又は名称を記入してください。	要 摘要
② 資産の種類	資産の種類に対応する「1～6」の数字を記入してください。 （「1 建築物」、「2 機械及び装置」、「3 船舶」、「4 航空機」、「5 車両及び運搬具」、 「6 工具、器具及び備品」）	⑨ 当該資産について、次のような事項を記入してください。 （例：R7.4 青森市から移動）
③ 資産の名称等	資産の名称及び型式等を20文字以内で記入してください。	（例：R7.4 青森市から移動）
④ 数量	資産の数量を記入してください。	（例：申告年（令和8年）1月1日取得の資産について、その旨の表示）
⑤ 取得年月	該当する年号を○で囲み、年月を記入してください。	（例：申告漏れ、改正前7年）
⑥ 取得価額	当該資産の取得価額を記入してください。 ※ 取得価額とは、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（引取運賃、荷役費、関税、購入手数料、据付け費等の当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。	（例：申告漏れ、改正前7年）
⑦ 耐用年数	圧縮記帳については、地方税法上は認められておりませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。	（例：申告漏れ、改正前7年）
⑧ 増加事業由	消費税相当額について、税込み経理方式を行っている方は取得価額に含めますが、税抜き経理方式を行っている方は取得価額に含めませんので、ご注意ください。 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から第6まで（別表第3及び第4を除く。）に掲げる 耐用年数を記入してください。（代表的なものは4ページを参照してください。）	（例：申告漏れ、改正前7年）



## 6 その他

### ■納税通知書の発送と納期

令和8年度の固定資産税の納税通知書は令和8年4月上旬に発送予定です。納期は年4回(4月、7月、9月、11月)です。

※提出期限(2月2日)後の申告については、上記納税通知書に申告内容が反映されないことがございます。その場合は年度途中で課税更正を行うことになりますので、期限内のご提出をお願いいたします。

### ■実地調査へのご協力のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づく実地調査、また、地方税法第354条の2により税務署申告書類の閲覧を行う場合があります。なお、実地調査の結果により修正申告を依頼する場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ■過年度への遡及について

申告内容の修正や申告漏れ等による課税更正は、地方税法第17条の5の規定に基づき最大5年間遡及します。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期(年4回)とは異なり、納期は1回となりますのでご留意ください。

### ■不申告または虚偽の申告をされた場合

償却資産の所有者が申告すべき事項について正当な理由なく申告しなかった場合や申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法第385条、386条及び八戸市市税条例第44条による罰則を適用される場合がありますので、必ず申告してください。

### ■固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧制度

1月1日現在の固定資産課税台帳（償却資産種類別明細書を含む。）は提出期限までに提出された申告に基づき作成され、その年の4月1日以降、通年で閲覧できます。詳しくは八戸市ホームページをご覧ください。

#### ◆八戸市ホームページもご覧ください◆



【償却資産のページ】

八戸市 HP→暮らし・手続き→税金→固定資産税→償却資産について

八戸市ホームページ  
「償却資産について」↓



○償却資産申告書様式のほか、非課税適用申告書、課税標準の特例適用申告書様式もダウンロードできます。

〒031-8686  
八戸市内丸一丁目1番1号  
八戸市 資産税課 管理償却グループ 行

付封申  
け簡告  
てに書  
ごこを  
利ち郵  
用ら送  
下ので  
さう提  
いべ出  
ルす  
をる  
貼際  
り

#### 提出・問合せ先

八戸市 財政部 資産税課  
管理償却グループ（別館3階）

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号  
電話 0178-43-9037（直通）  
FAX 0178-41-2055